



2次受付団体用

## 利用計画書記入上の注意（令和7年度）

1. 担当者氏名、連絡先住所、連絡先電話番号の欄には、できる限り実際に担当される方の氏名、住所を記入し、電話番号については確実に連絡がとれる電話番号を記入してください。
2. 開催規模・開催内容については、必ず記入してください。  
※記入が無い場合や内容が不明確な場合、前年度開催要項等の提出をお願いする場合があります。
3. 来場者数(予定)・駐車場利用台数(予定)は、必ず記入してください。
4. 調整基準上の順位については、必ず記入してください。
5. 大会・催事名称は、正式名称を記入してください。  
※スポーツ目的の利用については『種目』を、スポーツ以外の利用については『利用目的』を明確に記載してください。
6. 利用希望日は、可能な限り第3希望まで記入してください。
  - ① 一日単位で一行に記載してください。ただし、施設によって利用時間が異なる場合は施設毎に行を分けて記載してください。
  - ② メインアリーナ、サブアリーナ、主競技場を全面以外で利用する場合は、利用する施設の広さを記載してください。
  - ③ 雨天時会場の場合は、『雨天時会場』と記載してください。
  - ④ 予備日の場合は『予備日』と記載してください。
7. 準備日、撤去日、予備日についても全て記載してください。
8. 利用時間帯は、利用される日の『入場』(準備)から『退場』(後片付け終了後の退館)までの時間を記入し、利用される日が複数日となり、会場に用具等を設置したままにする場合はそれぞれの施設の閉場時間までを記入してください。  
※各施設は、原則として申請時間に合わせて開場いたします。
9. 利用日程は、準備から撤去までの必要最低限の日数を記入してください。  
※一般利用団体への開放日確保のためにもご協力をお願いします。
10. 同一団体で、行事により担当者が異なる場合は、用紙を分けて提出してください。
11. 利用できる施設・期間・時間帯については、別紙3に掲げるとおりです。  
※ただし、整備工事に伴い利用できない期間ならびに天候の状況により供用開始日が遅れる場合がありますので、予めご了承ください。  
※なお、現時点で分かっている整備工事等の予定については次頁のとおりです。

- ① あいつ球場は、芝養生のため4月下旬からの開放となります。
- ② あいつ陸上競技場のインフィールド部分は、芝養生のため4月下旬からの開放となります。
- ③ 屋外施設については、原則として11月30日までの供用となります。
- ④ 屋内施設については、12月31日から1月4日まで点検日ならびに休館日となります。
- ⑤ **各施設において急遽、改修工事等による利用休止期間がある場合がございます。予めご了承ください。**

12. あいつ陸上競技場は、原則として、陸上競技、サッカー(条件付き)での利用申し込みに限定しての受付(仮受付)となりますので、予めご了承ください。

13. 各施設の駐車場については原則として占有不可とし、駐車可能台数にも限りがございますので、行事日程を組まれる際には、隣接する施設での開催行事もご考慮のうえ、事前に混雑が想定される場合には主催者側で必要な措置(警備員による駐車場誘導、参加者へ公共交通機関等の利用依頼の連絡、行事の他会場での開催を検討するなど)を講じていただきますようお願いいたします。

※駐車可能台数は、会津総合運動公園:約1,300台、鶴ヶ城体育館:約200台、  
河東総合体育館:約150台、ふれあい体育館:約200台です。

14. 混雑想定日の各行事主催団体にお集まりいただき、駐車場の混雑解消に向けた対策会議を開催する場合があります。

15. あいつ総合体育館メインアリーナの照明点灯数の上限は半灯となります。全灯をご希望される際は、全灯に伴う電気料(基本料金上昇分を含む)を負担する予算措置(市への要望等)をお願いいたします。

16. 会津総合運動公園での大会等の開催時に、来場者による周辺への違法駐車や迷惑駐車により、近隣から苦情が寄せられておりますので、乗り合わせでの来場や公共交通機関の利用について、来場者への周知・徹底をお願いいたします。

17. **会津総合運動公園について、次年度は複数の大規模大会(全国大会・東北大会)が予定されており、駐車場の混雑が予想されることから、近隣からの苦情を受け市と対策を協議した結果、一部施設の貸出を制限することになりましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。**

18. 河東野球場について、駐車可能台数が少なく民家が隣接している施設であり、近隣から路上駐車や路上でのキャッチボール、路上での喫煙等迷惑行為による苦情が寄せられておりますので、ルールやマナーを守っての利用をお願いいたします。なお、近隣への迷惑行為が改善されない場合は、施設利用許可を制限する場合があります。

19. 都市公園施設(会津総合運動公園、鶴ヶ城公園、門田緑地、大川緑地、南四合緑地、蟹川緑地)において、共用部分(ロビー・通路等)に受付を設置する場合は、利用計画書の公園行為申請欄にチェック(レ)を入れてください。

## 令和7年度 会津若松市運動施設一覧表

区分	施設名	供用時間		供用期間	区分	施設名	供用時間		供用期間
		開場時間	閉場時間				開場時間	閉場時間	
鶴ヶ城公園	鶴ヶ城体育館	午前9時	午後9時	4/1 ~ 3/31	大川緑地	南グラウンド	午前5時	午後7時	4/1 ~ 11/30
	武徳殿	午前5時	午後9時	4/1 ~ 3/31		北グラウンド	午前5時	午後7時	4/1 ~ 11/30
	弓道場	午前5時	午後9時	4/1 ~ 3/31		第3グラウンド	午前5時	午後7時	4/1 ~ 11/30
	会津庭球場4面(クレー)	午前5時	午後7時	4/1 ~ 11/30		サッカー・ラグビー場	午前5時	午後7時	4/1 ~ 11/30
	会津水泳場	午前9時	午後5時	6/23 ~ 9/1		多目的広場	午前5時	午後7時	4/1 ~ 11/30
	第二球場	午前5時	午後7時	4/1 ~ 11/30		若郷湖	テニスコートA(ハード)	午前5時	午後7時
会津総合運動公園	あいづ総合体育館	午前9時	午後9時	4/1 ~ 3/31	テニスコートB(ハード)		午前5時	午後7時	4/1 ~ 11/30
	テニスコート20面(砂入り人工芝) (照明付コート6面含む)	午前9時	午後9時	4/1 ~ 11/30	大川南四合緑地	多目的広場	午前5時	午後7時	4/1 ~ 11/30
	多目的広場Aグラウンド(南)	午前5時	午後7時	4/1 ~ 11/30	蟹川緑地	多目的広場A	午前5時	午後7時	4/1 ~ 11/30
	多目的広場Bグラウンド(北)	午前5時	午後7時	4/1 ~ 11/30		多目的広場B	午前5時	午後7時	4/1 ~ 11/30
	多目的サッカー・ラグビー場 (人工芝)	午前5時	午後7時	4/1 ~ 11/30		多目的広場C	午前5時	午後7時	4/1 ~ 11/30
	あいづ球場	午前5時	午後7時	4月下旬 ~ 11/30		自由広場	午前5時	午後7時	4/1 ~ 11/30
	あいづドーム4面(砂入り人工芝)	午前9時	午後9時	4/1 ~ 3/31	市民ふれあい スポーツ広場	ふれあい体育館	午前9時	午後9時	4/1 ~ 3/31
	ゲートボール場	午前5時	午後7時	4/1 ~ 11/30		ふれあいハウス	午前9時	午後9時	4/1 ~ 3/31
	あいづ陸上競技場	午前9時	午後7時	4/1 ~ 11/30		ふれあいテニスコート2面(ハード、照明付)	午前9時	午後9時	4/1 ~ 11/30
	あいづ相撲場	午前5時	午後7時	4/1 ~ 11/30	小松原多目的運動場	多目的運動場(照明付)	午前5時	午後9時	4/1 ~ 11/30
門田緑地	テニスコート3面(ハード)	午前5時	午後6時	4/1 ~ 11/30	河東地区	河東総合体育館	午前9時	午後9時	4/1 ~ 3/31
	グラウンド(夜間照明付)	午前5時	午後9時	4/1 ~ 11/30		河東野球場	午前5時	午後7時	4/1 ~ 11/30
				河東テニスコート2面(クレー)		午前9時	午後5時	4/1 ~ 11/30	
				河東弓道場		午前9時	午後7時	4/1 ~ 3/31	

※利用できる時間は、条例・規則により上記のとおりです。また、季節に応じて開場・閉場時間の変更となることがあります。

※あいづ球場については、芝養生のため4月下旬からの開放となります。

※あいづ陸上競技場のインフィールド部分は、芝養生のため4月下旬からの開放となる場合があります。

※あいづ陸上競技場については、原則として、陸上競技・サッカー(条件付き)に限定しての利用受付(仮受付)となりますので予めご了承ください。

※各施設の供用開始日は、天候の状況に伴う整備期間の延長により遅れる場合がありますので予めご了承ください。

区分	優先順位	内 容	備 考	
一次団体	特例措置	選挙開票事務		
	1-1	会津若松市が主催・共催する行事	※ 広く市民に公募・広報し、公開される行事。 ※ 各種講座、教室、研修会等については2-2として取り扱う。 ※ 職員の福利厚生目的の大会・行事等については3-1として取り扱う。	
	1-2	国が主催・共催する行事	※ 1-1に準じる。	
	1-3	福島県が主催・共催する行事	※ 1-1に準じる。	
	1-4	市小学校体育大会実行委員会 および市・全会津中学校体育連盟が 主催する大会	市小学校体育大会実行委員会 市・全会津中学校体育連盟	※ 教室、講習会、強化練習会等は2-2として取り扱う。 ※ 二次団体の開催する県総体以上の大会との重複については、調整会議において調整するものとする。
二次団体	2-1	各体育協会に加盟している団体 および各高体連ならびに 各高野連が主催する大会	各体育協会 各高等学校体育連盟 各高等学校野球連盟	(優先順位) ① 国民体育大会(国体) ② 東北総合体育大会(東北総体) ③ 福島県総合体育大会(県総体) ④ 県大会以上の大会(各地区予選あり・上部につながる) ⑤ 県大会以上の大会(各地区予選なし・上部につながる) ⑥ 県大会以上の大会(各地区予選なし・上部につながらない) ⑦ 全会津規模の大会(各地区予選あり・上部につながる) ⑧ 全会津規模の大会(各地区予選なし・上部につながる) ⑨ 全会津規模の大会(各地区予選なし・上部につながらない) ⑩ 会津若松市規模の大会 ⑪ その他の大会 ※ ④～⑨については区分内で大会規模に応じて優先する(全国⇒東北⇒福島県)。 ※ 「上部」とは県大会・東北大会・全国大会をいう。 ※ 上記それぞれの区分において、リーグ戦形式で各週にまたがって開催される大会については優先しない。
	2-2	各体育協会に加盟している団体 および各高体連ならびに 各高野連が主催する教室等		※ 教室、講習会、強化練習等(日常の練習活動を除く)
三次団体	3-1	各スポーツ団体が行う大会等 各種組合・企業グループの行うスポーツ大会等	各体育協会に未加盟の団体	※ 2月中旬開催の抽選会への参加。
	3-2	幼稚園・保育所等が行う行事等	運動会、遠足雨天時の会場など	
		小中学校・高等学校等が行う学校行事等	校内球技大会、校内陸上記録会 スポーツテストなど	
		その他の団体が行うスポーツ以外の行事等 興行等	講演会など 設営、撤去に専門業者を使用するなどの条件を満たす団体に限る	

※原則として、各施設の設置目的に基づく利用内容を優先する事とする。

※駐車場の台数が限られているため、駐車予定台数による調整を行う場合もあります。